

令和5年度第2回
定期監査結果報告書

多治見市監査委員

監査結果

令和5年8月24日付け多監第52号－1により多治見市長に通知した監査について、次のとおり決定する。

令和5年12月11日

多治見市監査委員 尾関 恵一

同 奥村 孝宏

第1 監査基準 多治見市監査基準に準拠

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の期日

令和5年11月13日、14日

第4 監査の対象部署

1. 消防本部：消防総務課、予防課、救急指令課、南消防署、北消防署、笠原消防署
2. 水道部：上下水道課、工事課、施設課
3. 企画部：秘書広報課、人事課、企画防災課、公共施設管理課、情報課
4. 総務部：総務課、財政課、税務課
5. 議会事務局

第5 監査の対象事務

令和4年8月1日から令和5年8月31日までににおける財務に関する事務及びその他の事務の執行

第6 監査の実施内容

監査の対象部署からあらかじめ提出された資料及び関係書類に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取し、財務に関する事務事業が効果的、合理的かつ経済的に実施されているかを主眼とし、証拠書類の照合調査等通常実施すべき監査手続を実施したほか、必要と認められるその他の監査手続を実施した。

この監査のため、対象部署及び財政課に対し提出を求めた主な資料は次のとおりである。

1. 事業及び事務の執行状況説明書
2. 予算重点施策説明書
3. 負担金補助及び交付金明細書
4. 委託料明細書
5. 工事請負費明細書
6. 支出命令書及び契約書等の関係書類（抽出分）

第7 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務事業は、おおむね適正に執行され、効率的かつ公正な運営が確保されていると認めた。

なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、意見書に記すべき要望事項は特になかった。